

小型動力ポンプ付き普通積載車仕様書
(B級)

令和8年度
和歌山市消防局

第1 総則

1 概要

この仕様書は、和歌山市消防局（以下「当局」という。）が、令和8年度に購入する小型動力ポンプ付き普通積載車（以下「普通積載車」という。）の製作に必要な事項の一切を定める。

2 目的

普通積載車は、小型動力消防ポンプ（以下「ポンプ」という。）等を装備し、火災等の各種災害に対応し、迅速かつ安全に消防活動ができる緊急自動車とする。

3 普通積載車の条件

普通積載車は、次の条件を満たし、最適の構造及び性能を有するものであること。

- (1) 下記第2の車両の荷室に、付属品等を安全確実に積載することができ、ポンプ積載装置である「傾斜式レール」を設置できるものであること。
- (2) 使用取り扱い上の安全性、操作性を十分考慮したものであること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものであること。

4 適合法規

普通積載車は、この仕様書に定めるほか、次の関係法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであり、また車体は常時登録された車両総重量の状態において十分耐えうるものであり、かつ本仕様書に規定する事項に全て適合するものでなければならない。

(1) 車両関係法令

- ア 道路運送車両法 （昭和26年法律第185号）
- イ 道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67号）

(2) 消防関係法令

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令 （昭和61年自治省令第24号）

(3) 上記に関する法令及び通達等

(4) その他、本仕様書に適用又は引用する関係法令等は、契約時における最新版とする。

5 品質管理

(1) 普通積載車の部品、材料及び取付品、付属品等は、全て新品を使用すること。

新品とは、契約時において最新の規格を有するものであり、販売者から第三者の手に渡っていない未使用のものをいう。

(2) 車両製作にあたり、工業所有権その他の法令に接触する問題が生じたときは、受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

(3) 艤装及び車両の移動は、万全の事故防止の注意を払い、万一事故が発生した場合、速やかに当局へ連絡するとともに、その被害等についての一切の責任を負うこと。

6 取付品及び取付付属品等

取付品及び取付付属品等（以下「積載品」という。）は、本仕様書第3の規定によるものとする。

7 契約の条件

和歌山市契約規則に準拠するほか、次のとおりとする。

- (1) 購入台数は1台とする。
- (2) 完成車は令和9年3月31日までに当局に納入するものとする。
- (3) 契約にあたっては、本仕様書を十分検討の上、契約するものとし、契約後に生じた全ての疑義は、当局と受注者が協議した上、当局の承諾により解決するものとする。
また、この仕様書に記載する品名指定があるものについては、同等品以上の品質を有するものに変更することができる。
ただし、変更を必要とする場合は、当局へ連絡して性能資料（承認図、性能比較表等）を提出し、指示または変更承認を受けなければならない。
- (4) 受注者は新規登録及び検査に要する費用（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料は除く）並びに納入試験中の破損及び故障等の車両納入までに発生したいかなる事故に対しても、その責任を負うものとする。
- (5) 普通積載車の完成に際して、受注者は当局の承認を得て自動車新規登録検査を受けた後、納入すること。
- (6) 艀装、シャーシ及びポンプその他積載品の保証期間は次のとおりとする。
なお、受注者は保証期間内に補修箇所等が発生した時は、受注者が無償で修復する等、全てにおいて受注者の責任で対処しなければならない。また、保証期間後といえども、設計・製作及び材質等の不良に起因する不具合箇所発生の場合は、無償にて不良品の交換または修理を行うものとする。
ア 艀装完成検査の日（再検査を受けた時は再検査の日。以下この項において同じ。）の翌日から1年間
イ シャーシに関してはシャーシメーカーの保証する期間
ウ ポンプ及び積載品に関しては完成検査の日の翌日からメーカーの保証する期間
- (7) 受注者は不要車両の処分を行うこと。
ア 不要車両の引渡しは購入車両の納入時とする。
イ 車両引渡し後、廃車又は名義変更等に係る手続き（移転登録及び自動車賠償責任保険の名義変更を含む。）は受注者が速やかに行うこととし、それらに要する費用はすべて受注者が負担すること。
ウ 廃車又は名義変更完了後、永久抹消済の登録事項等証明書又は解体済の自動車検査証返納証明書若しくは自動車車検証の写しを当局に提出すること。
エ 受注者は、赤色灯・標識灯・消防団マーク・ランプ等を取り外すとともに車体に表示してある消防団の名称等を消去すること。また、取り外した赤色灯等は受注者が責任をもって廃棄処分すること。
オ ここに定めのない事項については、和歌山市契約規則その他の関係法令の定めるところによる。

8 製作承認

受注者は次の図書を作成して発注者に提出し、承認を得て製作に着手するものとする。

- (1) 製作承認図（車両及び艀装の主要部の寸法を記載した外観3面図） 2部
- (2) 製作工程表 2部
- (3) その他当局が必要と判断するもの

9 仕様の変更等

受注者は製作にあたり、随時進捗状況を当局に報告するとともに、仕様書の目的を達成するため、技術上仕様変更を必要とする場合、又は疑義がある時は速やかにそれらの資料を提出して十分協議し、承認を得たものにつき仕様変更すること。

10 検査

(1) 中間検査

当局が必要と認める場合に実施し、検査時期等については、製作工程を考慮して行うものとする。

(2) 完成検査

当局の指定する日時、場所に納入するものとし、納入時に艀装及び付属品の全般について検査を実施する。この際、普通積載車及びポンプに燃料を満載しておくこと。

11 納入時の提出書類

受注者は、製作前に本仕様書の全般を良く理解、確認し、車両の用途が十分果たされるよう留意するとともに、次の資料等を納入の際に当局に提出すること。

- (1) 車両取扱説明書 2部
- (2) 付属品取付要領図・電気配線図 2部
- (3) 取扱品及び装備の取扱説明書 2部

次のことについては、ラミネート処理により容易に閲覧可能とすること

- ア ポンプの操作方法及びメンテナンス（残水処理など）方法
- イ ポンプ積載装置の操作方法
- ウ 給油方法（燃料の使用期限など）
- エ 電子サイレンアンプ（放送の方法など）
- オ ポンプ及び車両バッテリーの充電方法
- カ その他

- (4) 緊急自動車届出確認証（写し含む） 2部
- (5) 自動車検査証（写し含む） 2部
- (6) 自動車損害賠償責任保険証（写し含む） 2部
- (7) 自動車リサイクル券（写し含む） 2部
- (8) ポンプ性能試験成績表 1部
- (9) その他当局が必要とする書類 2部

12 艀装等の解釈

仕様書の内容について疑義等が生じた場合は、発注者・受注者との協議の上、解決すること。

また、本仕様書に記載されていないものでも当然必要なものについては、発注者と協議し製作及び積載すること。

第2 諸元及び性能

1 普通積載車（キャブオーバー・ワンボックスタイプ、国産車、普通自動車）

(1) 寸法等

ア 全長	5, 000mm以下
イ 全幅	1, 800mm以下
ウ 全高	2, 300mm以下
エ 変速機	オートマティックトランスミッション
オ 駆動方式	4WD
カ ステアリング装置	パワーステアリング
キ 制動装置	ABS装置付
ク 乗車定員	5名以上
ケ 車両総重量	3, 500Kg未満

(2) タイヤ チューブレスラジアル

(3) エアコン（シャーシメーカー純正品）	1式
(4) 集中ドアロック	1式
(5) ドライブレコーダー	1式
(6) 後退警報ブザー	1式
(7) フロアマット（前後席）	1式
(8) モニター付バックカメラ	1式
(9) スペアタイヤ（チューブレスラジアル）	1本
(10) タイヤチェーン	2輪分
(11) エンジンキー	3本

2 ポンプ仕様

- (1) 国家検定（B-3級またはB-2級）に合格したもの。
- (2) 電子制御燃料噴射装置付きとする。
- (3) 自動吸水システム・手動切替スイッチ付きとする。
- (4) 待機運転中、冷却水の温度上昇を防ぐために冷却水の一部を外部に放出する機構を有するものとする。
- (5) 3気筒・水冷式・4サイクル
- (6) 保安装置
 - オーバーヒート防止装置（自動復帰機能付き）
 - 油圧低下警告装置（回転性機能付き）
 - 吸水不能時警告装置
 - 過回転防止装置（電子ガバナ）
- (7) 始動方式 セルスターター・リコイルスターター
- (8) 乾燥重量 120kg以下

第3 艀装

1 キャビン

- (1) ダッシュボード内に電子サイレンアンプを体裁よく取付け、赤色散光式警光灯（標識灯・スピーカー内蔵）はキャビン屋根部に台座を設けた上、取付けすること。
- (2) サイレンアンプは、音声合成機能付きとし、当局が用意した複数の音声を放送できること。
音声の放送方法は音声を個別選択でき、エンドレスリピートが可能とする。
音声は、外部スピーカーから流すものとし、走行中の振動等で音声が乱れるなどの不具合がないこと。
- (3) ドライブレコーダーのカメラをルームミラー前方付近の至便な位置に設け、録画装置本体は運転の支障にならない位置に取付けること。
- (4) 室内にLED灯1個及びマップランプ（助手席・後部座席）を取付けること。
また、室内LED灯は点灯時に運転の妨げにならないように遮光処置を施すこと。
- (5) 全座席（ヘッドレストを含む。）には、厚手の防汚シートカバーを取付けること。
- (6) キャビン外側前面中央に直径約15cmの消防団マークを取り付ける。
- (7) AMラジオが聴けること。

2 荷室等

- (1) 荷室には、傾斜式レールを設置し、手動で出し入れ可能なものにする。なお走行中の振動等により破損等を生じないよう安全確実にポンプを固定でき、かつ容易に手動で積み降ろしができる構造にすること。
- (2) 荷室の床は、アルミ製縞板にて防水処理を行うこととし、ポンプ本体及び真空ポンプの排水は、車体下部へ排出できる構造とすること。
- (3) 荷室と後部座席間には、機材の燃料等の臭気が車内に充満しないように、アルミ製縞板にて仕切りを取り付けて対策を講じること。
- (4) 荷室には、積載品収納棚や収納箱等を設けるなどして、積載品が容易に取り出しやすい構造とすることとし、固定が確実に行えること。また、ホースにあっては、5本以上積載できるスペースを設けること。
- (5) ポンプ積載付近にLED作業灯を取り付け、点灯スイッチは、操作しやすい位置に取り付けること。
- (6) 下記の積載品は適宜な位置に取付装置により固定できるようにすること。

なお、下記の内、コサシソについては、荷室に取り付けた収納箱に収納できれば、固定の有無は問わない。

ア 吸水管（75mm×8.0m）	1本
イ 単口引上げ式スタンドパイプ	1本
ウ 特殊ノズル（ガンタイプノズル）	1個
エ とび口	2本
オ 剣先スコップ	1本
カ 金てこ	1丁
キ 車輪止	1組

ク	消火栓開閉金具（地下式）	1本
ケ	消火器（ABC10型）	1本
コ	分岐管	1個
サ	中継媒介金具	1個
シ	ホースブリッジ	1組
ス	梯子（伸縮）	1脚
ソ	吸管レンチ	1本

3 その他

- (1) 車両及びポンプのバッテリー用充電器は車両に取付け、1つのマグネットコンセントにて、それぞれ充電可能とすること。また、車両側マグネット接続部分には雨水侵入を防止するカバーを取り付けること。コンセントの取付位置は別途協議とする。
- (2) 艀装の際に取り付けた電気系統器は、キーをOFF位置にすると電源が切れるように配線すること。各配線関係で露出した部分は防水対策をすること。
- (3) 積載品が車両と接触する恐れのある個所には、アルミ製縞板等にてキズ防止に配慮すること。

第4 塗装及び文字入れ

- 1 塗装は、プライマー・パテ・水研ぎ・サーフェサーを実施した後十分乾燥させ、全面消防赤色にて3回以上吹き付けを行い充分乾燥させることとする。
また、フロント・リア各バンパーにおいても同色の塗装を実施すること。
- 2 キャビンドアの両側に白色丸ゴシックにて「和歌山市消防団」と当局指定の分団名をカットニングシートで文字入れし、文字の大きさや貼付位置については、当局と協議すること。
- 3 標識灯に黒色丸ゴシック体で文字入れをすること。文字入れについては、当局と協議すること。
- 4 取り外しが容易な各積載品には「和歌山市消防団 令和8年度」のシールを貼付すること。

第5 積載品

積載品は下記別表1のとおりとし、取付けを必要とするものについては、本仕様書に基づき取り付けた状態で納入すること。

別表 1

	品名	適用	数量
1	小型動力消防ポンプ	ポンプ仕様のとおり	1台
2	赤色散光式警光灯	(株)パトライト AZS-M1LYLR-RR-51N 標識灯一体 ドライバユニット スピーカー×1個付	1台
3	電子サイレンアンプ	(株)パトライト SAP-520FBV 標準マイク付、専用SDカード付	1台
4	ポンプ積載装置	傾斜式レール	1台
5	車輪止	ゴム製又は樹脂製	1組
6	消火器	自動車積載用 ABC10型	1本
7	吸水管	75mm×8.0m 両端AC金具付 WS-200	1本
8	吸管用ストカゴセット	ポリカゴ、フック、ポリストレーナー、 カバー、ヒップラー媒介、65町野オス金具付	1組
9	スタンドパイプ	単口引上式(65mm 鑑定品)	1本
10	中継媒介金具	AD75-65 リリーフ弁付	1個
11	特殊ノズル	50mm ガンタイプノズル ACTヨコイ YS-POK50	1個
12	消火栓開閉金具	T型(メッキ) 810mm 口径32mm角	1本
13	梯子	伸縮式 3.4m~3.8m程度	1脚
14	消火栓媒介金具	75mmネジメス×65mm町野メス スロッター型 鑑定品	1個
15	マルチ根本媒介金具	ポンプ放水口取付	1個
16	金てこ	800mm以上	1丁
17	剣先スコップ		1本
18	とび口	1.8m	2本
19	ホースブリッジ	スーパーS(オーサカゴム株式会社)	1組
20	分岐管	2コック式、WB-65MC	1個
21	吸管レンチ		1本
22	吸水管枕木	ゴム製	1個
23	吸管ロープ	フック付き	1本
24	消防用ホース	65mm×20m 国家検定品 軽量 使用圧1.3MPa(指定文字入)	2本
25	消防用ホース	50mm×20m 国家検定品 軽量 使用圧1.3MPa(指定文字入)	3本

26	充電式チェンソー	(株) マキタ MUC008GDR3 (バッテリー・充電器込み)	1台
27	特定小電力 トランシーバー	アイコム (株) IC-4188D 中継通話可能付	2台
28	防火衣服 (防火衣、防火帽、ベルト)	① 防火衣 コート型 背中文字入れ 参考品番----- 株式会社赤尾 エミュファイターFIRE LIGHT FV型消防団火衣服 赤城工業株式会社 カムイプロファイター CUX240TR 小林防火服株式会社 KB400 株式会社倉本産業 コスモスF78 ※詳細にあつて、消防局と別途協議とする。 ② 防火帽 シールド付き、しころ付き (紺系統 色)、帽体文字入れ、帽体周囲に赤色反射テ ープ 参考品番----- スターライト工業 FP-119B シルバー、 北川工業 FD-2型シルバー ※詳細にあつて、消防局と別途協議とする。 ③ ベルト バックル金属製のスライド式、ベル ト部分ナイロン製 (紺色) 参考品番----- 藤井電工(株) TUB-NS5N、 サンコー(株) KLAB ※詳細にあつて、消防局と別途協議とする。	5式
29	ケブラー手袋	株式会社トンボ K-506NV	5双
30	チェンソー切創防止用 保護衣 (チャップス)		1着
31	両口ハンマー	800mm以上	1本
32	RCバール	400mm以上	1個
33	ボルトクリッパー	450mm以上	1個
34	油圧ジャッキ	許容荷重2t	1台
35	布担架	片面ビニール引	1個
36	マグネットコンセント	ACコード10m付	1本
37	燃料携行缶	10L	1個
38	伸縮式カラーコーン		3個
39	ホースバック	50mm用	1個
40	ホースバック	65mm用	1個
41	RCホッパー75	ツノ式・消防ネジメス呼び径75mm	